

男女共同参画推進本部長 知事 阿部守一から部（局）課（室）長、企業局次長、教育委員会事務局課長に対して、平成 25 年 6 月 28 日付けで以下のとおり依頼しました。

25 人権第 45 号

平成 25 年(2013 年) 6 月 28 日

部（局）課（室）長
企業局次長 様
教育委員会事務局課長

男女共同参画推進本部長
知事 阿部 守 一

審議会等委員への女性の参画促進について（通知）

「第 3 次長野県男女共同参画計画」においては、平成 27 年度末までに女性委員の割合を 50%とすることを目標に設定していますが、平成 25 年 4 月 1 日現在、女性委員の割合は 34.3%、女性委員がいない審議会等は 8 ある状況です。女性の登用が進まないことについては、職務指定により女性の選任が困難であったり、女性が少ない団体に推薦を依頼しているなどの理由が考えられます。

審議会等委員への女性の参画促進については、平成 24 年 4 月 2 日付け 24 人権第 2 号により、「審議会等委員への女性の登用に関するチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）の提出や選任結果の公表等についてお願いしているところですが、女性の登用を一層拡大するため、今後審議会等委員を選任する際には、同通知の取組に加え下記のとおり実施していただきますようお願いいたします。

なお、これに伴い、別添のとおりチェックリストを一部改正しましたので、事務処理に遺漏のないようにしてください。

記

1 委員の選任

- (1) 具体的な人選に入る前に、職務指定や団体推薦のあり方が適当かどうか再確認し、女性の登用に努めること。
- (2) 同様の審議会等が設置されている他の都道府県のうち、女性委員の比率が高いところの委員構成を参考にして人選の検討を行うこと。

2 ヒアリングの実施

女性委員の比率が 5 割を下回る見込みの場合は、加藤副知事によるヒアリングを実施する。

3 選任結果の公表

選任の結果、女性委員の比率が 5 割を下回った審議会等については、チェックリストの「2 女性委員 5 割登用に向けた取組」の検討結果を踏まえ、下回る理由及び今後の対応策を審議会等開催のプレスリリースに併せて公表すること。